

せっちゃん

第125号 2010年1月5日

発行 兵庫県保険医協会北摂・丹波支部
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31
神戸フコク生命海岸通ビル5階
TEL078-393-1801(代) FAX 078-393-1802

北摂・丹波支部



講師の桂好志郎先生

なる開業医の年金
医は年金を受給で
桂労務社会保険総合事務所
北摂・丹波支部 会員懇談会
の桂好志郎先生。「損・得で判断した
場合」のポイントや「年金が全額停
止になった場合の方策」など、わか
りにくい年
金制度につ
いて、制度
の基本的な
ことから明
快に解説い
ただいた。



年金制度の説明に耳を傾ける。17人が参加。
(三田市・キッピーモール講座室)

※参加者の感想文を次号に
掲載します。



どうなる開業医の年金

「開業医は年金を受給できるのか?」

支部では12月12日に、「どうなる開業医の年金」「開業医は年金を受給できるのか」をテーマに会員懇談会を開催し、17人が参加した。

講師は桂労務社会保険総合事務所の桂好志郎先生。「損・得で判断した場合」のポイントや「年金が全額停止になった場合の方策」など、わかりにくいやつを詳しく解説しました。

新年おめでとうございます。
北摂・丹波支部では、昨年も活発に支部活動を進めて参りましたが、院内感染対策研修会ではいち早く新型インフルエンザ対策を取り上げたり、恒例となつたレクリエーションでは、初めてのバスツアー「よしもと観劇バスツアー」に取り組み参加者からは大変ご好評いただきました。会員医療機関の先生方やスタッフの皆さんとの二ーザに合うよう工夫して参りました。それでの企画多数ご参加いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

また、3年目となつた市民公開企画では、地球環境問題を取り上げ、「不都合な真実」上映会と学習会を行い、保険医協会の幅広い活動を知つていただく機会となりました。

会員医療機関の先生方やスタッフの皆さんとの二ーザに合うよう工夫して参りました。それでの企画多数ご参加いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今年は参議院選挙が行われますが、「診療報酬改善」「後期高齢者医療制度の早急な廃止」「休業保障制度の保険業法の適用除外」など、私たち開業医の要求実現のためにいつそう力を尽くしていきたいと思います。

引き続き先生方の協会・支部活動へのご参加、ご協力をよろしくお願い致します。



「不都合な真実」上映会 & 学習会 (8/2)



新しい年を迎える皆々様の
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

謹賀新年



よしもと観劇バスツアー (11/1)

兵庫県保険医協会 北摂・丹波支部 研究会のご案内

ビスフォスフォネートの有用性と 関連顎骨壊死

日 時 2月13日(土)午後6時30分~8時

会 場 三田市キッピーモール 6階講座室 (JR三田駅前)

話題提供 大阪大学大学院 歯学研究科 生化学教室 教授 米田 俊之 先生

参加費 無料

ビスフォスフォネート(BP)は選択的に破骨細胞を阻害することにより骨吸収を抑制する。BPは骨粗鬆症、がんの骨転移、また骨痛に対しても有益な効果を示し、世界的に広く使用されている薬剤である。

2003年以降、BP治療を受けているがん患者、あるいは骨粗鬆症患者が抜歯などの侵襲的歯科治療を受けた場合に顎骨壊死(Bisphosphonate-related osteonecrosis of the jaw, BRONJ)が発症することが報告されている。BRONJの発症頻度は注射剤では数パーセント、経口剤では10万人に1人以下と高くはないが、発症すると治療が極めて困難である。しかし多くの症例報告の集積により、病態、リスクファクター、予防法などが次第に明らかにされている。BRONJへの対応は、患者のQOLを第一義に考え、医師側は口腔の特殊性、侵襲的歯科治療の実情、BRONJ発症の可能性などを念頭に置きながらBPによる主疾患の治療を進め、一方歯科医師側はBPの作用機序や有用性の理解、BRONJ発症頻度の認識、適切な予防策によるBRONJ発症抑制の試みなどをふまえて歯科治療を進める姿勢を持つべきである。その上で医師と歯科医とがチーム治療体制を築くことが重要である。(米田記)

FAX(078)393-1802

北摂・丹波支部 研究会

出席都合がつけば出席

三田市・丹波市・篠山市

医療機関名() お名前()

「篠山市の医療をよくする会」



社会保障施策の充実を求めて 篠山市と懇談



「篠山市の医療をよくする会」(北摂・丹波支部加入)は、12月14日に国保に関する問題で篠山市と懇談し、会から石田宇則代表ほか7人(協会事務局2人)が出席、篠山市からは酒井市長が出張中のため、医療保険課圓谷稔弘課長、畠岡恭子係長が対応した。

懇談は、事前に県社保協が実施したアンケートへの回答をもとに、短期証や資格証明書の発行状況、保険税のモデルケース、国保の財政状況等について質疑を行った。

この中で医療保険課は、「短期証発行の399世帯には個別に納税相談にも応じている。資格証明書の発行(30世帯)は文書や電話の催告にも全く応じてもらえない世帯に限定しており、これまで資格証明書での受診はない。中学生以下のいる世帯、世帯所得200万円以下の世帯は除外している」、また保険税については「所得・資産・均等・平等割で積算するが、中間層の負担増を避けるために郡部では資産割はどうしても必要になる。昨年度は後期高齢者医療制度の発足で収納率が低下(72.34%)した。今年度から徴収専門の収税課で一括することになったが、平成19年度並の78.3%の収納率になるかはわからない」、「基金の保有額は県下3番目で国保財政は現在は黒字」などと説明した。

会からは、「アンケートでは、加入世帯の半数を占める所得200万円未満の世帯は、保険税を払うと明らかに生活保護基準以下(生保受給は11月末で124世帯157人)になる。これは人権に関わる問題であり、保険税負担を軽減するために国庫負担の増額を国に対して要求してほしい」など、安心して医療が受けられるように国保制度の充実を重ねて要望した。



篠山市の医療をよくする会と篠山市が懇談
(篠山市役所)